鋼 造 船 所 施 設 状 況 報 告 書

所在地

造船所 名 称

(年12月31日現在)

敷地総面積(工場構内)				m²			
	船	ſ	台 番 号				
船	製船 造 し る舶 総トン数(T)						
,							
	平 陸 _	均 ½ 上 耐	朝 高 時 に お け る 圧 部 の 長 さ (m)				
	平均潮高時における水中耐圧部の長さ(m)						
	盤木部において最大重量を支え得る船台面の幅(m)						
	進水の際における最大 「フォアフート」耐圧力(t/㎡)						
台	傾 斜						
	せきとびらの有無						
	備考						
	1	゛ッ	ク番号・種類				
	入船 きょし し 得舶最大帳(垂線間) (m)最大幅(型) (m)機トン数 (T)						
ド							
ツ							
ク	浮 (滔		さ せ う る 重 量 ックの場合) (t)				
	ドッ	き	よ底平坦部 (m)				
建	クの長さ	き最	よ 底 の 頭 端 よ り 外 戸 ま で (m)				
造		長 上	部 の 頭 端 よ り 外 戸 ま で (m)				
ド			上部において (m)				
ツ	ドッ	きよ口	下部において (m)				
ク	クの	ク	平均潮高線において(m)				
を	幅		上部において (m)				
含			下部において (m)				

む	ド ッ **	上端まで	(m)				
0	ドツクの	平均潮高線	まで(m)				
)	深 き 上	よ 底 中 場 ま で	たより (m)				
	排水ポ	ポップが ー うる平均水:	時 間 に				
	備	7 5 T 70 / N :	考				
	引 排	易 船 台	番号				
引	引最大		(m)				
揚船台	揚 ボ 場 ボ 得	大幅(型)	(m)				
	│る│ 最	大 重 量	(t)				
船	船 総	トン数	(T)				
架		時における図 L 条 の 長 さ					
を 含	平均潮高	<u>時におけるか</u> よ条の長さ	く中耐圧部				
む。	傾		斜				
)	引	湯 機 の	力量				
	備		考				
	番号	=n. pp			使用し得るク	クレーンの	tti. In
	田 ケ	設 置	場所	面積(m²)	台数及びつ	り揚能力	備考
	一	設 直	場	面積(mí)	台数及びつ	り揚能力	備 考
船	省 勺	設 直	場	面積(m)	台数及びつ	り揚能力	
船殻ブ	田 ク	設 直	揚	面積(mí)	台数及びつ	り揚能力	備 考
船殻ブロッ	街 ク	設 直	場の所	面積(m)	台数及びつ	り揚能力	備考
ロック組	田 ク	設 直	場の所	面積(mí)	台数及びつ	り揚能力	備 考
ロック組	田 勺	設 直	場の外	面積(mí)	台数及びつ	り揚能力	備 考
ロック組	街り	設 直	場	面積(mí)	台数及びつ	り場能力	備 考
ロック組立定盤及びこ	番 ク	故 直	場の外	面積(mí)	台数及びつ	り 揚能力	備 考
ロック組立定盤及びこれに	街 夕	一 一 一	場	面積(mí)	台数及びつ	り場能力	備考
ロック組立定盤及びこれに	番 ク	故 直	場	面積(mí)	台数及びつ	り場能力	備考
ロック組立定盤及びこれに準ずるも	田 ク	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	場の外	面積(mí)	台数及びつ	り場能力	備考
ロック組立定盤及びこれに	田 夕	散 直	場		台数及びつ	り場能力	備考
ロック組立定盤及びこれに準ずるも	田 夕	一	場の外		台数及びつ	が場能力	備考

	場	所	種 類	数	最大つり揚 力量(t)	最大つり揚 高 さ (m)	最大つり出 距離(m)	移動距離 (m)	備	考
	船									
	船台、引揚船台及び建造ドック関係									
	引ド場ツ									
	船ク 台閣									
重	及係び									
	屋組									
量	ブ場									
	屋外ブロック組立場関係									
物										
	座 内 -									
蛋	業 -									
運	屋内作業場関係									
	术									
搬	.									
	鋼材置場関係									
	置場場									
設	第 <u></u> 係									
	修関 - 終 ドッ									
備	ドッ									
	ク係									
	7									
	そ -									
	Ø -									
	他									

備考

- 1. 本報告書の対象工場は、総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の鋼製の船舶の製造設備を有する造船工場である。
- 2. 船台、ドック及び引揚船台欄の平均潮高とは、水路業務法施行令(平成13年政令第433号)第1条 の表備考第1号にいう平均水面をいう。
- 3. 本報告書には、工場全体配置図を添付すること。